

一般社団法人おにぎり協会 会費規程

2026 年第 2 次改訂・正式版／一般条件部分（外部配布用抄本）

文書番号: REG-FEE-2026-R2

最終確認日: 2026 年 9 月 3 日

承認日: 2026 年 9 月 3 日

施行日: 2026 年 9 月 3 日

状態: 承認済み・施行済み・外部配布用抄本

注: 本書は REG-FEE-2026-R2 正本から、特定会員に関する個別経過措置を省略した外部配布用抄本です。正本と突合のうえ使用してください。

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人おにぎり協会（以下「本協会」という。）の入会及び退会規程に基づき、協会会員の会費、口数、会員年度、請求、納付、更新、年度途中の入会、区分・口数変更、返金、滞納、例外および経過措置について定める。

第 2 条（会費と定款上の社員会費の区別）

- 本規程に定める会費は、入会及び退会規程に定める協会会員が本協会の通常の業務運営および活動を支えるために負担する協会会員会費である。
- 本規程の会費は、定款第 6 条に定める社員の入会金および会費とは別に管理する。
- 企業正会員、企業賛助会員、団体正会員、団体賛助会員、自治体会員およびアカデミア会員は、本規程の会費を納付しても、定款上の社員資格または社員総会の議決権を取得しない。

第 3 条（会員区分、金額および口数）

- 協会会員の年会費は、次のとおりとする。

会員区分	年会費	単位	消費税の取扱い	おにぎりサミット®本会の取扱い
企業正会員	200,000 円	1 年・1 口	課税対象外として処理（対価関係が明らかでない場合）	納付済み年会費に算入（合計 400,000 円以上で本会の参加申込資格）
企業賛助会員	100,000 円	1 年・1 口	課税対象外として処理（対価関係が明らかでない場合）	納付済み年会費に算入（合計 400,000 円以上で本会の参加申込資格）

会員区分	年会費	単位	消費税の取扱い	おにぎりサミット®本会の取扱い
団体正会員	200,000 円	1 年・1 口	課税対象外として処理（対価関係が明らかでない場合）	納付済み年会費に算入（合計 400,000 円以上で本会の参加申込資格）
団体賛助会員	100,000 円	1 年・1 口	課税対象外として処理（対価関係が明らかでない場合）	納付済み年会費に算入（合計 400,000 円以上で本会の参加申込資格）
自治体会員	400,000 円	1 年・1 口	実際の運用に基づき判定し、請求書に記載	納付済み年会費に算入（合計 400,000 円以上で本会の参加申込資格）
アカデミア会員	30,000 円	1 年・1 口	課税対象外として処理（対価関係が明らかでない場合）	納付済み年会費に算入（合計 400,000 円以上で本会の参加申込資格）

2. 口数に上限を設けない。ただし、口数の増加は、定款上の社員資格、社員総会の議決権、特定の役務、成果または他の会員に優先する権利を当然に生じさせない。
3. 個人サポーターは本規程の対象外とし、利用条件および料金は別に定める。
4. 金額または区分を変更する場合は、社員総会の決議により、施行日および経過措置を定める。

第 4 条（通常会費の性質および消費税の取扱い）

1. 本規程の通常会費は、本協会の通常の業務運営および活動に要する経常的費用を協会会員が分担するものであり、特定の成果、情報発信回数、相談時間、認定、監修または知的財産の商用利用の対価として収受するものではない。
2. 通常会費の消費税上の取扱いは、会費と会員が受ける役務等との間の対価関係および実際の運用に基づいて判定する。本協会は、対価関係が明らかでない通常会費を課税対象外として処理する場合、支払者側においても課税仕入れとして取り扱わない旨を通知する。
3. 本協会は、請求書、会費案内その他の書面に、前項の確認結果に基づく税区分を表示または通知する。
4. 法令改正、税務署の判断、税理士その他専門家の書面助言、会員向け取扱いの実態変更その他合理的な理由により前二項の取扱いを維持できない場合は、社員総会の決議を経て取扱いを変更し、適用日、対象会員および経過措置を事前に案内する。ただし、法令上直ちに変更を要する場合は、代表理事が必要な暫定対応を行い、速やかに社員総会へ付議する。

第 5 条（会費に含まれない個別取引）

次の各号の業務、権利または機会は通常会費に含まれず、別途の審査、見積、契約および請求による。

1. 商品、サービス、施設、活動その他の認定および認定表示の使用。
2. 商品、レシピ、表示、企画、広報その他の監修。
3. 協会ロゴを商品、包装、広告、販促物、販売ページその他商用表示へ使用すること。
4. 調査、企画、制作、開発、運用、情報発信、メディア対応その他の具体的役務。
5. おにぎりサミット®本会、おにぎりサミット®ローカルその他のイベントへの出展、登壇、販売、協賛、特別展示、共同企画または名称使用。ただし、開催回または案件ごとの募集要項、申込書、承認書その他の個別書面で通常会費に含むと明示した範囲を除く。
6. 前各号の個別取引は、法令上別段の取扱いとなる場合を除き、消費税の課税取引として見積書および請求書に税率、税額および税込総額を明示する。

第 6 条（会員年度）

1. 会員年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
2. 年度途中に入会した場合も、当該会員年度は入会日から同年 12 月 31 日までとする。
3. 過去または既存の個別合意により異なる会員期間を適用する場合は、経過措置または例外運用として記録し、一般条件と混同しない。

第 7 条（翌年度案内および更新）

1. 本協会は、翌会員年度の会費、主要条件および変更事項を、原則として前年 10 月 31 日までに協会会員へ案内する。
2. 協会会員が前年 11 月 30 日までに非更新、区分変更または口数変更を申し出ない場合、同一の区分および口数で翌会員年度へ自動更新する。
3. 前項の期限後に受けた非更新、区分変更または口数変更の申出は、原則として翌々会員年度から適用する。ただし、合理的な事情があり、本協会の請求、予算、事業運営その他に重大な支障がない場合、代表理事は翌会員年度からの適用を例外的に承認し、例外運用台帳に記録できる。
4. 本協会は、継続会員の請求書を原則として 1 月 31 日までを目途に発行する。
5. 継続会員の支払期限は、当該会員年度の 4 月 30 日とする。請求書にこれより早い期限を記載するときは、協会会員の同意または合理的な理由を要する。

第 8 条（新規会員の請求および納付）

1. 新規会員の会費は、入会承認後に本協会が発行する請求書に基づき、請求日から 30 日以内に納付する。
2. 振込手数料は、協会会員の負担とする。
3. 本協会は、入金確認前に会員資格に基づく取扱いを開始しないことができる。

第 9 条（年度途中の入会）

1. 年度途中に入会する場合も、当該会員区分および口数の年会費全額を納付する。
2. 下半期入会の半額、月割り、初年度割引その他の減額は、本規程施行日以後の一般条件として適用しない。
3. 制度移行のため一回限りの月割りその他の減額を設ける場合は、社員総会の決議により、対象、算式、期限および承認根拠を定め、例外運用台帳に記録する。

第 10 条（区分および口数の変更）

1. 年度途中に上位区分へ変更し、または口数を増加する場合は、代表理事の承認後、変更後の年会費総額と当該年度に既に納付した年会費との差額全額を納付する。
2. 年度途中に下位区分へ変更し、または口数を減少する場合は、原則として翌会員年度から適用し、既納会費は返還しない。
3. 翌会員年度からの変更は、前年 11 月 30 日までに申し出る。

第 11 条（おにぎりサミット®本会の参加申込資格）

1. 会員区分にかかわらず、当該会員年度について一の協会会員が本規程に基づき納付した年会費の合計額が 400,000 円以上であり、かつ、参加申込時および参加日時点に期限を経過した未納会費その他の債務がない場合、その協会会員は、当該年度に開催されるおにぎりサミット®本会への参加を申し込むことができる資格（以下「参加申込資格」という。）を有する。
2. 前項の 400,000 円には、協会会員本人の本規程に基づく年会費のみを算入し、関連会社、別法人その他第三者の会費と合算しない。また、認定料、監修料、商用ロゴ使用料、協賛金、出展料、制作費その他の個別取引料金は算入しない。
3. 参加申込資格は、開催回ごとの募集要項に基づき参加を申し込むことができる資格をいい、出展、登壇、販売、協賛、参加人数、会場内の位置、情報発信または成果を保証しない。
4. 参加内容、参加人数、申込期限、選考、キャンセル、開催中止その他の条件は、開催回ごとの募集要項による。
5. おにぎりサミット®ローカルは、おにぎりサミット®本会の参加申込資格を有する協会会員が、主として自治体等の主催する地域イベントに相互に参加し、連携する地域開催企画とする。主催・運営の主体は当該自治体等とし、本協会は、名称・ロゴの使用承認およびイベント実施支援を行う。参加方法、費用負担その他の具体条件は、案件ごとの募集要項、申込書、承認書、契約書、見積書その他の個別書面により定める。

第 12 条（協会ロゴ）

1. 協会会員資格の表示に限る協会ロゴの取扱いは、入会及び退会規程および本協会が別に定める利用条件による。

2. 商品、包装、広告、販促物、販売ページその他商用表示への協会ロゴ使用、認定表示および監修表示は、通常会費に含まれず、別途の承認、契約および料金を要する。

第 13 条（返金）

1. 既に納付された会費は、退会、非更新、資格停止、資格取消し、区分変更、口数変更、活動不参加その他理由のいかんを問わず返還しない。
2. 本協会の責めに帰すべき事由により重複収納または誤収納が生じた場合その他社員総会が特に認めた場合は、この限りでない。

第 14 条（滞納）

1. 会費が支払期限までに納付されない場合、本協会は、督促し、会員資格に基づく取扱いを停止できる。
2. 相当期間を定めて催告しても納付されない場合、代表理事は、入会及び退会規程に基づき協会会員資格を取り消すことができる。
3. 滞納により資格が停止または取消しとなっても、既に発生した会費その他の債務は消滅しない。

第 15 条（分割払いおよび支払猶予）

1. 代表理事は、会費総額を減額しない範囲で、協会会員からの申出に基づき、分割払いまたは支払期限の猶予を承認できる。
2. 前項を承認するときは、対象年度、総額、各支払日、理由および承認日を例外運用台帳へ記録する。
3. 分割払いまたは支払猶予は、他の協会会員に当然に適用される一般条件としない。

第 16 条（減額、免除その他の例外）

1. 会費の減額、免除、初年度割引、月割りその他会費総額を減少させる例外は、社員総会の決議を要する。
2. 社員総会は、例外を承認するとき、対象、適用期間、通常額、例外額、理由、終了日、翌年度条件および承認根拠を特定する。
3. 例外は、同種の協会会員に当然に適用される一般条件とはせず、例外運用台帳へ記録する。
4. 既に送付した見積書または個別合意に例外条件がある場合も、承認の有無を確認し、承認前は一般条件として公開または転用しない。

第 17 条（記録および照合）

1. 代表理事は、協会会員ごとに、区分、口数、対象年度、会員期間、請求日、支払期限、入金日、税区分、更新状況、サミット参加申込資格および例外承認を記録する。

2. 会員名簿、請求書、会計処理、Web 表示、申込書および例外運用台帳の内容に差異がある場合は、承認済み規程および決議記録を基準として訂正する。

第 18 条（改廃）

本規程の制定および重要な改廃は、社員総会の決議による。請求書様式、台帳様式その他協会会員の権利義務に実質的な影響を与えない軽微な変更は、代表理事が行い、次の社員総会へ報告する。

附則

1. 本規程は、2026 年 9 月 3 日から施行する。
2. 2026 年 8 月 25 日施行の会費規程（REG-FEE-2026-R1）は、本規程施行日の前日をもって新規の入会関係への適用を終了し、改訂前正本として上書きせず保存する。
3. 本規程施行日前に有効に成立した出展契約、見積書、申込書その他の個別合意は、その合意内容に従う。おにぎりサミット®本会、おにぎりサミット®ローカルその他のイベントの具体条件は、開催回または案件ごとの募集要項、申込書、承認書、契約書、見積書その他の個別書面により定める。

変更履歴

版	承認日	施行日	決議機関	主な変更
2026 年改訂版・外部配布用抄本	2026 年 8 月 25 日	2026 年 8 月 25 日	社員総会 みなし決議	6 区分の金額、全区分の社員・議決権非該当、口数上限なし、暦年、自動更新、支払期限、満額途中入会、返金なし、サミット参加申込資格の 40 万円条件、従前の開催回別出展条件、課税対象外会費と課税取引の分離を明記。個別経過措置は省略
2026 年第 2 次改訂・外部配布用抄本	2026 年 9 月 3 日	2026 年 9 月 3 日	社員総会 みなし決議 (RES-2026-002)	第 11 条の参加申込資格を明確化。旧第 12 条を削除し、おにぎりサミット® 本会・ローカル等の具体条件を個別書面で定める体系へ整理。税区分は実際の運用に基づき判定し、請求書へ記載